



後期高齢者医療の主な給付制度について

後期高齢者医療制度には、次のような給付制度があります。それぞれ該当がある場合は、住民ほけん課後期高齢者医療担当へお問い合わせください。

■補装具を製作したとき(療養費)

医師が必要と認めた治療用装具(コルセット・義足など)の購入費用のうち、自己負担分を除いた額を給付します。

■病院に支払う医療費が高額になったとき(高額療養費)

1か月の医療費の自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。(ただし入院時の食事代や保険の対象とならない差額ベッド代などは支給対象外となります。)

所得区分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (4回目以降は140,100円)	
現役並み所得者Ⅱ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (4回目以降は93,000円)	
現役並み所得者Ⅰ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降は44,400円)	
一般	18,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円 (4回目以降は44,400円)
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※〈〉内の金額は、過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の自己負担限度額です。

■「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

所得区分(上表参照)で現役並み所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方は「限度額適用認定証」を、低所得者Ⅰ・Ⅱ(非課税世帯)に該当する方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請し、医療機関に提示すれば、医療費の負担を軽減することができます。

また、非課税世帯の方は、1食当たりの標準負担額についても軽減されます。

■医療費と介護サービス費が共に高額になったとき(高額医療・高額介護合算療養費)

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者の方全員が、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、自己負担限度額を超えた場合にその超えた金額を給付します。

(注)1年間は、毎年8月1日から翌年7月31日となります。

■被保険者が亡くなったとき(葬祭費)

葬祭を行った方に5万円を給付します。

【必要書類等】

- ①葬祭を行った証明書類(会葬礼状、領収書等)
- ②亡くなった方の保険証
- ③葬祭を行った方の印かん、振込先口座

問合せ 住民ほけん課 後期高齢者医療担当 ☎991-1884



国民健康保険 限度額適用認定証の手続きを忘れずに

入院などで1か月の医療費が高額となる場合、あらかじめ「限度額適用認定証」を医療機関等に提示することにより、窓口でのお支払い額は限度額までとなります。

「限度額適用認定証」の交付を希望される方は、住民ほけん課に申請してください。

なお、申請時に、国民健康保険税の滞納がある世帯は、「限度額適用認定証」の交付ができませんのでご注意ください。

【申請に必要なもの】

国民健康保険被保険者証、本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)

※別世帯の方の申請は委任状が必要です。

※「限度額適用認定証」の有効期限が過ぎており、8月以降も必要な方は、更新の申請をお願いします。

問合せ

住民ほけん課 国保年金担当 ☎991-1868



「相続おしかけ講座」実施中

住宅をスムーズに相続できず、大事な実家が空き家になってしまうケースが増えています。

そこで、住宅を相続する際のお得な情報やコツを分かりやすく解説します。

1. 講座内容

相続の必要性やその対策方法を知ってもらうため、「もし遺言があったら」「もし認知症の備えをしていたら」のテーマで構成しています。

講師は、司法書士(埼玉司法書士会会員)、行政書士(埼玉県行政書士会会員)です。

2. 講座の対象

原則10人以上の参加が見込める小規模な集会(高齢者向けサロン、地域の自治会等)

3. 実施日時

年末年始(12月29日から1月3日)を除き、いつでも、10時から20時終了目安(質疑も含め、講座時間は45分・60分・75分から選べます。)

4. 費用

講師派遣費用は無料(会場費等は申込者の負担)

問合せ

新市街地整備課 開発建築担当 ☎991-1858